



	支援策	内容・要件	支援額	問い合わせ先
国	小学校休業等対応助成金・支援金	以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賞金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主は助成金の対象 ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校など(保育所等を含みまず)に通う子ども ② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども	有給休暇を取得した対象労働者に支払った賞金相当額×10/10  申請期間 ・2022年4月1日～6月30日の休暇 2022年8月31日必着 ・2022年7月1日～9月30日の休暇 2022年11月30日必着	雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金 コールセンター 0120-60-3999 受付時間:9:00～21:00 (土日・祝日含む)
国	事業復活支援金 <b>申請受付は終了しました。</b>	対象者:新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が50%以上または30%～50%減少した事業者(中堅・中小・小規模事業者、フリースを含個人事業主) 申請期間:2022年1月31日～6月17日 差額給付の申請期間 2022年6月1日(水)～6月30日(木) 事業復活支援金を受給した方のうち特定の要件を満たす一部の方が申請可能です。対象となる可能性のある方はマイページ上に差額給付の申請ボタンが表示されます。	①売上高減少率▲50%以上 個人 50万円 法人 100万円～250万円 ②売上高減少率▲30%～50% 個人 30万円 法人 60万円～150万円	事業復活支援金事務局 申請者専用 相談窓口 0120-789-140 (携帯電話からもつながります) 受付時間は、 8:30～19:00 (土日、祝日含む全日対応)
県	石川県事業復活支援金	対象:国の事業復活支援金を受けた事業者 申請期間:2022年2月21日～9月30日 2022年5月27日～追加給付の申請受付 追加給付を希望する場合は、追加給付の申請が必要	一律給付 ①売上げ50%以上減少 中堅・中小企業:50万円 個人20万円 ②売上げ30%以上減少 中堅・中小企業:30万円 個人:12万円 追加給付 国給付額の1/2を上限に、当初給付額との差額を追加給付	石川県事業者支援ワンストップコールセンター(土日祝日も対応) 開設時間 9:00～18:00 076-225-1920
市	事業復活臨時支援金	対象:国、県の事業復活支援金を受けた事業者  申請期間: 2022年3月7日～10月31日まで  申請は、「一律給付分」と「追加給付分」と申請	一律給付 ①売上げ50%以上減少 法人:一律25万円 個人:一律10万円 ②売上げ30%以上50%未満減少 法人:一律15万円個人:一律6万円 追加給付分 県追加分受給額の1/2 ①売上50%以上減少 法人:年間売上1億円超～最大37.5万円 個人:最大2.5万円 ②売上30%～50%減少 法人:年間売上1億円超～最大22.5万円 個人:最大1.5万円	金沢市商工業振興課 金沢市役所第一本庁舎5階 中小企業・小規模事業者相談窓 援窓口 076-220-2127 (金沢市事業者支援金コールセンター)
市 (国)	住民税非課税世帯等臨時特別給付金	基準日(2021年12月10日)において、市町村(特別区を含む)の住民基本台帳に記録されている方であって、次の(1)又は(2)に該当する世帯の世帯主 (1)住民税非課税世帯 2月中旬から対象世帯に振込口座情報等に関する確認書を順次発送 内容を確認したうえで返送。 (2)家計急変世帯 申請期間:2022年3月15日～9月30日	3月上旬から 非課税世帯への口座振込を順次開始  給付額 1世帯当たり10万円  支給予定 2022年3月から順次開始	金沢市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター TEL:076-204-7844 FAX:076-221-2590
金沢社協	住居確保給付金	コロナによる失業、収入減少の場合、家賃相当額を支給、再支給について、 受付期間 <b>2022年12月末まで延長(再支給)</b>		金沢市社会福祉協議会 076-231-3571
	生活福祉資金(特例貸付)総合支援資金・緊急小口	コロナによる失業、収入減少の場合、生活資金を貸付 受付期間 <b>2022年9月末まで</b>		
市 (国)	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより特例貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立を図るため 2021年7月1日～ <b>2022年12月末まで延長</b>	単身世帯:6万円/月 3か月 2人世帯:8万円/月 3か月 3人以上世帯:10万円/月 3か月	福祉健康局 生活支援課 076-220-2292
市	令和4年度国民健康保険料減免	2022年4月分から2023年3月分までの保険料 対象 受付期間 2022年6月下旬～ ※令和3年度の減免終了		福祉健康局 医療保険課 076-220-2255
市	令和4年度介護保険料の減免	2022年4月分から2023年3月分までの保険料 対象 65歳以上、受付期間 2022年6月下旬～ ※令和3年度の減免終了		福祉健康局 介護保険課 076-220-2264

※全ての支援策ではありません。変更等もありますので最新の情報をご確認ください。2022年9月22日現在